

かとう通信 第18号



発行日：平成30年11月1日 発行人：かとうファミリークリニック

働き方改革関連法：治療と仕事の両立

朝晩は冷え込んで、気温差が大きくなってきました。空気も乾燥してきましたので風邪には注意が必要です。

今年の6月に働き方改革関連法が成立し、2019年4月から施行されることになりました。医師の働き方改革など先延ばしになってしまった部分や、議論の分かれるところもありますが、今回注目したいのは「治療と仕事の両立支援」についてです。

労働人口の3人に1人が、何らかの疾病を抱えているといわれる現在、治療と仕事の両立はますます重要な課題となっています。特にがん医療に関しては、治療技術の進歩や外来での化学療法(抗がん剤治療)の普及によって、長期療養や不治の病ではなく、早期の社会復帰も可能となってきました。

外来化学療法は、3～4週に1回の治療を何回か繰り返すことが多く、定期的な受診や検査が必要になったり、薬の種類や体調によっては治療後数日程度、一時的に発熱や食欲低下などの症状が生じることがあります。そのため休暇取得や労働時間の調整が必要になることもあります。治療の状況や内容について、産業医が主治医から情報提供を得ることによって、職場の環境に応じた柔軟な就業上の配慮ができるようになります。

がん医療だけでなく、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病治療でも治療と仕事の両立は重要な課題です。一日の大部分を過ごす職場での環境やストレスが病状や治療に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。先月号でも触れましたが、視野を一步広げた「治療と生活の両立」という視点で、患者さんが主体的に治療に関われるよう努力していきたいと考えています。

＜治療と仕事の両立支援のめざすところ＞

(厚生労働省ホームページより一部改変)

働く人にとって：病気を悪化させることがないよう適切な治療を受けながら、仕事を続けられる。

事業者にとって：病気による離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐとともに、モチベーション向上により労働生産性の維持・向上にもつながる。

医療関係者にとって：仕事による治療の中断や、過度な負荷による病気の悪化を防ぐことで、治療を効果的に進めることができる。

社会にとって：病気を抱えていても、それぞれの状況に応じた就業の機会が得られ、生きがい・働きがいを持って活躍できる社会の実現が期待される。

院長の待合室 音楽セレクション

秋も深まり、待合室で流れる音楽もこの季節にふさわしい、落ち着いた雰囲気のものを選んでみました。

ブラームスのバイオリン・ソナタ 全3曲をベルギーの名バイオリニスト、グリユミオーの名盤で。バイオリンの鋭さを感じさせない、少し鼻にかかったような、しかし艶のある音色が渋い曲調にぴったりです。受診の際には、耳を傾けてみてください。

